

素案への意見とその対応（協議会委員からの意見）

1

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
12	<p>第1編 第4章</p> <p>2 社会的条件</p> <p>(4) 港湾</p> <p>取扱貨物量は外国貿易 101,227 千トン・内国貿易 68,026 千トン、合計 <u>161,254</u> 千トンとなっている。</p> <p>また本市における千葉港には、船橋中央ふ頭、船橋東ふ頭・日の出ふ頭を擁し、各ふ頭の概要は以下のとおりとなっている。</p> <p>船橋中央ふ頭 水深 10m 岸壁 <u>5</u>バース</p> <p>【千葉港の概要】表中 総延長 <u>11,080</u>m (<u>91</u>バース)</p>	<p>以下のとおり、統計データの修正をお願いします。</p> <p>取扱貨物量は外国貿易 101,227 千トン・内国貿易 68,026 千トン、合計 <u>169,254</u> 千トンとなっている。</p> <p>また本市における千葉港には、<u>公共岸壁</u>として船橋中央ふ頭、船橋東ふ頭・日の出ふ頭を擁し、各ふ頭の概要は以下のとおりとなっている。</p> <p>船橋中央ふ頭 水深 10m 岸壁 <u>4</u>バース</p> <p>【千葉港の概要】表中 総延長 <u>11,606</u>m (<u>94</u>バース)</p> <p>(葛南港湾事務所)</p>	<p>取扱貨物量は外国貿易 101,227 千トン・内国貿易 68,026 千トン、合計 <u>169,254</u> 千トンとなっている。</p> <p>また本市における千葉港には、<u>公共岸壁</u>として船橋中央ふ頭、船橋東ふ頭・日の出ふ頭を擁し、各ふ頭の概要は以下のとおりとなっている。</p> <p>(追加記述)</p> <p>船橋中央ふ頭 水深 10m 岸壁 <u>4</u>バース</p> <p>【千葉港の概要】表中 総延長 <u>11,606</u>m (<u>94</u>バース)</p>	<p>誤記があったため訂正しました。</p>

素案への意見とその対応（協議会委員からの意見）

2

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
17	<p>第1編 第5章</p> <p>1 関係機関の事務又は業務の大綱</p> <p>指定地方行政機関 (表中)</p> <p>関東農政局 (千葉農政事務所)</p> <p>1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保</p> <p>2 農業関連施設の応急復旧</p>	<p>本年4月に組織改編があり、千葉県国民保護協議会委員を関東農政局長から千葉農政事務所長に変更したことにより、県内における千葉農政事務所の対応は、災害救助用米穀等(米穀、災害対策用乾パン及び乾燥米飯)の緊急引渡し及び農業関連の災害状況の情報収集となるため、「1 災害救助用米穀等の緊急引渡関係」に変更をお願いします。</p> <p>なお、農業関連施設の応急復旧に関しては、県を通した要請に応じて関東農政局への連絡調整を千葉農政事務所が行い、農政局としては、災害復旧に向けた取組みとして「災害復旧の専門家の派遣」「復旧のための必要な支援」「所管する独立行政法人等に対し、専門的知見を有する職員の派遣の要請及び技術的助言の要請」等を行うこととなっております。</p> <p>(千葉農政事務所)</p>	<p>関東農政局 (千葉農政事務所)</p> <p>1 <u>災害救助用米穀等の緊急引渡関係</u></p> <p>2 <u>農業関連施設の応急復旧に関する連絡調整</u></p>	<p>平成18年4月に関東農政局において組織改編されたことに伴い、「地方行政機関としての業務の大綱について」の記述について訂正しました。</p>

素案への意見とその対応（協議会委員からの意見）

3

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
24	<p>第2編 第1章 2 関係機関との連携体制 (2) 国との連携 自衛隊との連携</p> <p>市は、自衛隊による国民保護派遣が円滑に行われるよう、また、自衛隊の施設に周辺地域における国民保護措置を円滑に実施できるよう連携を図るものとする。</p>	<p>自衛隊の行う国民保護等派遣は、防衛庁長官より指定された部隊のみが実施することになるため、自衛隊施設周辺地域に対して特別に何かを行うことはできない。当然、人道的措置や人命にかかわる緊急時には、部隊が独自判断しますが、計画上何か行うことは確約できないので、本項の削除をお願いします。</p> <p>(陸上自衛隊第一空挺団)</p>	<p>自衛隊との連携 市は、<u>国民保護協議会における協議を通じ連携を図るものとする。</u></p>	<p>平素からの自衛隊との連携について、必要なことと考えるので訂正しました。</p>
35	<p>第2編 第1章 第1 5 研修及び訓練 (2) 訓練 訓練に当たっての留意事項</p> <p>・市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要とな</p>	<p>訓練に用いる計画及びマニュアル等は、各施設ごとのものを用いることでよろしいでしょうか。また、訓練とはこういった内容のものを考えているのかお教え願います。</p> <p>(東武鉄道株式会社)</p>		<p>指定公共機関は、各機関ごとに定められている国民の保護のための業務計画や消防計画に基づき、各機関において訓練を実施します。訓練内容については、国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な</p>

素案への意見とその対応（協議会委員からの意見）

4

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
	<p>る訓練の実施を促す。</p>			<p>訓練については、防災訓練と有機的に連携を図ることとなっています。具体的な内容は、今後検討していきます。</p>
4 2	<p>第2編 第1章 第4 医療救護体制の整備 1 初期医療体制の整備 (前段省略) 消防局は、医療機関等と平常時から連携を密にしておき、救急救助体制の整備を図るものとする。なお、NBC攻撃による負傷者が出た場合には、消防機関及び救急医療機関等は、特殊な装備等で現場に臨む必要があることから、市及び県は、防護服等資機材の整備を進めるものとする。 2 傷病者搬送体制の整備</p>	<p>項目として、「後方医療体制の整備」と「市としての整備」の内容が必要ではないか。 「2 傷病者搬送体制の整備」についての文章は、県としての内容となっている。船橋市として、どのように県と連携して搬送体制の整備を行うのかを明示する必要があるのではないか。 ((社) 船橋歯科医師会)</p>	<p>1 初期医療体制の整備 (前段省略) 消防局は、医療機関等と平常時から連携を密にしておき、救急救助体制の整備を図るものとする。<u>また、必要に応じ、市医師会の協力を得て傷病者等を受け入れる災害医療協力病院等の確保を図るものとする。</u>なお、NBC攻撃による負傷者が出た場合には、消防機関及び救急医療機関等は、特殊な装備等で現場に臨む必要があることから、市及び県は、防護服等資機材の整備を進めるものとする。 2 傷病者搬送体制の整備</p>	<p>本市における後方医療体制の整備については、必要であると考えられるので、「1 初期医療体制の整備」に追加記述しました。また、本市における傷病者搬送体制については、「2 傷病者搬送体制の整備」に消防局の搬送体制として追加記述しました。</p>

素案への意見とその対応（協議会委員からの意見）

5

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
	県は、医療機関及び消防局と連携し、救急車、ドクターヘリコプター等を活用した武力攻撃災害時の傷病者の搬送体制を整備することとされている。以下に県において記述されている「武力攻撃災害時における医療救護体制の流れ」を示す。		県は、医療機関及び消防局と連携し、救急車、ドクターヘリコプター等を活用した武力攻撃災害時の傷病者の搬送体制を整備することとされている。以下に県において記述されている「武力攻撃災害時における医療救護体制の流れ」を示す。なお、消防局においては、大規模事故体制のもと有効資機材等を活用し、トリアージ、応急処置等を実施したあと、適応病院へ搬送体制をとるものとする。	
5 8 1 1 8	第2編 第2章 第1 事態認定前の対処 (4) 警戒連絡室の応急措置等 市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う・(省略)・緊密な連携を図るものとする。 第3編 第2章 第1 事態認定前の対処 (3) 初動措置の確保 市は、警察官職務執行法に基づき、	警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等は、他に消防法、災害対策基本法があるため、警察官職務執行法等に変更願いたい。 (船橋警察署、東警察署)	(4) 警戒連絡室の応急措置等 市は、警察官職務執行法等に基づき、警察官が行う・(省略)・緊密な連携を図るものとする。 (3) 初動措置の確保 市は、警察官職務執行法等に基づき、	指摘のとおり訂正しました。

素案への意見とその対応（協議会委員からの意見）

6

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
	き、警察官が行う・・・(省略)・・・ 緊密な連携を図る。		警察官が行う・・・(省略)・・・緊密な 連携を図る。	
74	第2編 第2章 第3 関係機関相互の関係 3 自衛隊の部隊等の派遣 (1) (前段省略) また、通信の途絶等により知事 に対する自衛隊の部隊等の派遣 の要請の求めができない場合 は、努めて市域を担当区域とす る <u>地方連絡部長</u> 又は市の協議会 委員たる隊員を通じて、陸上自 衛隊にあっては市域を担当区域 とする <u>東部方面総監部</u> 、海上自 衛隊にあっては市域を警備区域 とする <u>横須賀地方総監部</u> 、航空 自衛隊にあっては市域を担当区 域とする <u>第1補給処等</u> を介し、 防衛庁長官に連絡する。	連絡先の変更をお願いします。 (変更前) (変更後) 地方連絡部長 千葉地方協力本部長 東部方面総監部 東部方面総監 横須賀地方総監部 横須賀地方総監 第1補給処等 第1補給処長 (陸上自衛隊第一空挺団)	(1) (前段省略) また、通信の途絶等により知事に対 する自衛隊の部隊等の派遣の要請の 求めができない場合は、努めて市域 を担当区域とする <u>千葉地方協力本部 長</u> 又は市の協議会委員たる隊員を通 じて、陸上自衛隊にあっては市域を 担当区域とする <u>東部方面総監</u> 、海上 自衛隊にあっては市域を警備区域と する <u>横須賀地方総監</u> 、航空自衛隊に あっては市域を担当区域とする <u>第1 補給処長</u> を介し、防衛庁長官に連絡 する。	連絡先に誤りがあ ったので訂正しま した。
全般	-	「県警察」の記述について「警察署」 への変更をお願いしたい。 (船橋警察署、東警察署)	-	指摘のとおり訂正 しました。

素案への意見とその対応（協議会委員からの意見）

7

頁	素案記載内容	素案に対する意見	修正案	意見に対する考え方
その他	-	一般市民向けの公表時には、別添で用語集の作成をお願いしたい。 (葛南地域整備センター)	-	国民保護計画を一般に公開するときには、用語集を作成します。